

全国労働組合総連合との会見概要

日時：平成23年4月4日（木）10:00～10:40

場所：内閣府本府庁舎2階会議室

出席者：（事務局）藤巻正志事務局長、村山誠参事官以下 計4名

（全労連公務員制度改革闘争本部等）

小田川義和本部長（全労連事務局長）、黒田健司事務局長（全労連常任

幹事）、猿橋均自治労連書記長、今谷賢二全教書記長、瀬谷哲也国公

労連中央執行委員

議題：国家公務員制度改革推進本部決定予定の「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について（案）」（以下「全体像」という。）について

概要：これまでの意見交換を踏まえ、全労連から全体像についての意見が表明され、事務局からこれに対する回答があった後、引き続き意見交換した。双方の主な発言は、以下のとおり。

<全労連>

- 東日本大震災では経済効率優先による安全性軽視等が問題視され、公務でも安全対策や危機管理の在り方が問われる中、改革の理念として効率性が強調されていることに懸念する。また、政府として、緊急な被災地対策が求められているときに、全体像をスケジュール優先で本部決定していいのか、疑問を持たざるを得ない。
- 全体像が提示されたこと自体は10年以上に及ぶ議論の到達点として受け止めたいが、次の4点については自律的労使関係制度の根幹に関わって再検討すべきと考える。
 - ・ 協約締結できる労働組合を中労委の認証を受けたものに限定することは、権利の侵害につながるおそれがあり反対である。
 - ・ 法律又は政令の制定改廃を伴う団体協約の締結に先立って内閣が事前承認する制度は、交渉を尽くす前に結論ありきとなりかねず強い懸念を持っている。
 - ・ 不当労働行為救済の在り方については、使用者である各府省が中労委の救済命令に従うことについて担保がなく、使用者側のやり放題とならないか。
 - ・ 内閣総理大臣等の申請による強制仲裁は、話し合いによる問題解決を基本とする労使関係の構築には不要である。
- 併せて、次の点についても指摘したい。
 - ・ 地方公務員の労働基本権問題について、全労連と議論を尽くすよう総務省に強く働きかけよ。
 - ・ 国会職員や裁判所職員等の労働基本権課題はどう取り扱うのか。
 - ・ 管理運営事項の処理によって影響を受ける事項については、交渉事項となることを法律上も明確にすべきだ。
- 今後の法案策定では、協議すべき事項は広範であり、それに見合った議論の仕方を検討いただきたい。法案策定段階でも、合意を目指す立場での検討を求める。

<事務局>

- 改革の目的としては、国民の行政ニーズにどのように応えていくかが重要な柱であり、そうした改革を実現するためにも、明日「全体像」を本部決定せざるを得ない。
- これまで全労連からも御意見を伺ってきたが、当方としての考えを改めて示せば次のとおり。
 - ・ 内閣の事前承認制は、労使間で締結した協約を無にしないための措置であり、大きな方向性は事前に閣内で合意をとっておかなければならないと考える。
 - ・ 裁判所職員等を対象とした検討については、三権分立の中で我々がどうこう言うのは難しい面もあるが、関係方面への検討に資するよう情報提供は行っており、今後とも連携してまいりたい。
 - ・ その他御指摘のあった問題も含め、全体像の内容に沿って法案の策定を進める中で、意見交換を重ねつつ検討を進めてまいりたい。
- 労使双方が国民目線に立ちつつ、現場で頑張っている公務員が安心して職務に専念できるような仕組みと運用が重要であり、職場のモチベーションが向上するような改革の実現に努力してまいりたい。